質問にお答えします

安衛令6条12号で規定する「はい作業」

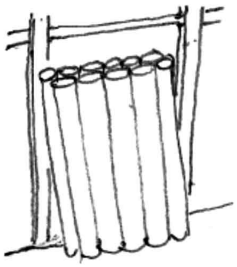
塩澤　浩

問　安衛令6条12号で規定する「はい作業」について

図1のように、倉庫の壁に立て掛けて（もたせ掛けて）重ねてある荷の集団（長さ2m、径10cmの丸太材20本）は、安衛法令でいう「はい」に該当するのでしょうか。（立ち積みした荷の崩壊による災害に関するもの）

（図1）

丸太材を立てかけて重ねているもの



答　安衛令6条12号で、はい作業主任者を選任すべき作業に関して「はい」の定義づけがされています。

■はい＝倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団をいう。

■安衛則432条（はいの崩壊等の危険の防止）にかかる通達

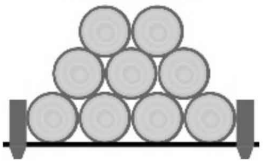
【労働安全衛生規則432条】「はいの崩壊又は荷の落下により労働者が危害をうけるおそれがある」か否かの判定（昭43・1・13安発2）

次に掲げるごとき場合は、原則としてこれに該当するものであること。

二、丸太、鋼管等の荷を目落し積みで積んだ場合（図2）。

（図2）

目落とし積み



以上をふまえ、次の質問に入ります。

質問1　「はい」に該当するか否かの判断は次のどちらになるのでしょうか。

(1)安衛令6条12号の「はい」の定義（土場等に積み重ねられた荷）、安衛則432条の関連通達での事例の丸太、鋼管等の積み方からすると、本件の、建屋の壁に丸太材を立てかけて重ねているものは、「はい」には該当しない。

(2)はい作業主任者テキスト（陸災防）に記載の、はいの「立ち積み」は、はいの積み方の一つで、丸太や製材品を倉庫等の壁にもたせかけて積む方法としています。安衛法で規制している「はい」の定義＝「倉庫、土間等に積み重ねられた荷の集団」の「積み重ねる」には、壁に立て重ねるも含まれ、「はい」に該当する。

質問2　「はい」作業主任者

立ち積みの場合のはい作業主任者の選任が必要な要件についての判断は次のいずれかになるのでしょうか。

(1)立ち積みは、はいに該当しないので、選任は不要である。

(2)立ち積みは、はいに該当し、荷の長さが2m以上の場合には荷が集団となった（2本以上）時に、選任が必要になる。

(3)立ち積みは、はいに該当するが、荷の長さが2m以上の場合でも、立て重ねた荷の幅（奥行き）が2m以上となったときに選任が必要になる。

以下は、厚生労働省に問い合わせた質問の回答です。

回答1「はい」について

労働安全衛生法施行令第6条第12号及び労働安全衛生規則第427条第1項において、はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団をいう）と定義されています。

ご質問につきまして、もたせ掛けて荷を積み上げることも可能であるため（立ち積み）、もたせ掛けるかどうかではなく**荷が積み重ねられているかどうか**によります。

回答2「はい」作業主任者

労働安全衛生規則第428条において、高さ2メートル以上のはい作業については、はい作業主任者を選任しなければならないと規定されています。

「高さ」は、鉛直方向（糸に重りを吊り下げたときにその糸が示す向き、重力の方向）での長さで計測しますので、「はい」の高さが2メートル以上かどうかで、判断してください。

不明な点がございましたら、所轄の労働基準監督署または都道府県労働局にお問合せください。

とのことでした。

したがって、本件のような壁に立てかけた丸太材の集団は、「はい」には該当しないものと思われます。

（建設業労働災害防止協会　安全管理士）